

大阪府と象印マホービン株式会社との連携に関する協定書

大阪府（以下「甲」という。）と象印マホービン株式会社（以下「乙」という。）は、環境関連分野で連携を図るにあたり、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、プラスチックごみ削減や省エネなど環境関連分野における施策推進や広報活動にかかる協力を図ることにより、府民のプラスチックごみ削減や省エネ等の認識・理解を促進させ、もって社会に貢献することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携して取り組むものとする。
連携の具体的な内容及び方法については、双方協議の上、定めるものとする。

- (1) プラスチックごみ削減・省エネ・猛暑対策、その他環境関連分野に関すること
- (2) その他前条の目的に資する事業に関すること

（有効期間）

第3条 本協定の有効期間は、締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、期間満了の3カ月前までに、甲又は乙より書面による別段の申し出がなければ、さらに1年間更新するものとし、以降も同様の扱いとする。

（その他）

第4条 本協定に定めるもののほか、必要な事項については、甲と乙が協議の上、定めるものとする。

- 2 本協定に基づく連携により得られた知見を公表、活用する場合は、事前にその内容について連絡調整をすることとする。

本協定の締結を証するため、正本2通を作成し、双方署名の上、各1通を保有する。

令和元年6月11日

甲： 大阪府
代表者 大阪府知事 吉村 洋文

乙： 大阪市北区天満一丁目20番5号
象印マホービン株式会社
代表取締役社長 市川 典男